

Annals of the COI-SEC 2018

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 2018年度 年報

Office of Conflict of Interest and Security Export Control, University of Tsukuba

巻 頭 言

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室（Office of Conflict of Interest and Security Export Control: COISEC）は、研究担当の副学長の下に2014年4月に設置されました。当室は、利益相反と輸出管理に関して、企画・調査研究・管理・普及等を所掌し、その適正な運用を推進することにより、本学の教職員が安心して教育研究活動等に打ち込める環境を形成することを目指しています。

本学は国際的に開かれた大学として教育及び研究の国際交流に注力するとともに最先端の研究を推進する世界有数の研究大学を目指しています。第3期中期目標・中期計画（筑波大学）においては「大学のグローバル競争力を強化」、「国際的互換性のある教育と世界トップレベルの研究を行う」「筑波研究学園都市の中核機関としてグローバル化を牽引」、「世界から多様かつ優秀な学生の受入れを実現」等、大学のグローバル化を目標に掲げています。本学がこれらの領域での飛躍的な発展を目指すにあたり、いずれの場面でも、リスクマネジメントを行う必要があります。大学の高度な研究成果が、利害関係によってゆがめられたり、国際社会の平和や安全を脅かす国家やテロリストに流出したりすることのないように管理しなくてはなりません。大学が社会からの信頼を確保していくためには、法令順守はもとより、危機管理のプロセスにおいても透明性の確保に努め、説明責任を果たしていくことが重要です。そうした状況の下で、当室の役割としては、本学の目標であるグローバルな教育・研究活動に対する信頼の維持と大学のインテグリティの保持を支える柱のひとつとして、適切かつ効率的な管理システムを構築していくことが課題となります。

全体として、2018年度はリスクマネジメントの諸手続を関係部局と連携の上電子システム化により業務の正確性と効率を向上させ、教職員の負担軽減を図りました。利益相反については学内・学外からの相談への迅速かつ適切な対応と積極的な情報提供・広報活動を推進しました。輸出管理については新たに部局毎の懸念度に応じた濃淡管理を導入しました。また利益相反・輸出管理におけるリスクマネジメントは、基本的に教職員自身の申請を端緒とするものであるため、教職員向けの啓発と情報提供は特に重点的に行いました。

本誌は2018年度の1年間の利益相反・輸出管理マネジメント室の活動をまとめたものです。本誌が利益相反・輸出管理マネジメント室の活動の理解への一助となり、学内・学外の多くの方々による当室の一層の活用が進むことを期待しています。

2019年7月

国立大学法人筑波大学教授
利益相反・輸出管理マネジメント室長
境野 明

目 次

I. COISEC の概要	1
1. 組織	1
(1) 職員等	1
(2) 組織図	1
(3) 場所	2
2. 広報・普及活動	3
(1) COISEC 概要の作成と配布	3
(2) COISEC 年報の作成と配布	3
(3) COISEC ホームページの更新	3
3. COISEC 関連学内業務	4
(1) 兼業審査委員会委員	4
(2) 軍事的安全保障研究の取り扱いに関するタスクフォース	4
(3) 商標審査会委員	4
4. COISEC 関連学外業務	5
II. 利益相反マネジメント	6
1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要	6
2. 個人としての利益相反マネジメント・システム	7
3. 組織としての利益相反マネジメント・システム	8
4. 利益相反問題の相談対応	9
5. 利益相反に関する自己申告の電子システム化	11
6. 国立大学法人筑波大学利益相反規則の一部改正	12
7. 利益相反委員会の開催	13
(1) 利益相反委員会委員	13
(2) 第 17 回利益相反委員会議事次第	14
8. 利益相反アドバイザリーボードの開催	16
(1) 利益相反アドバイザリーボード委員	16
(2) 第 14 回利益相反アドバイザリーボード議事次第	16
9. 広報・普及活動	18
(1) 利益相反事例とその取扱いに関する Q&A 増補改訂第三版の作成	18
(2) e-learning の提供	18
(3) ホームページによる情報提供の実施	18
III. 安全保障輸出管理	19
1. 安全保障輸出管理体制の概要	19
2. 輸出管理マネジメントの充実に係る取組状況	20

(1) 輸出管理システム (TE _x CO) の機能拡張.....	20
(2) 海外渡航・輸出管理システム (TRIP) の導入.....	20
(3) 留学生受入れに係る事前審査の整備.....	20
(4) 一般包括許可の取得.....	21
(5) 教員等向け輸出管理啓発活動の実施.....	21
(6) 輸出管理連絡会の開催.....	21
(7) 輸出管理人材の裾野拡大.....	21
3. 広報・普及活動.....	22
(1) 教職員向け輸出管理啓発活動の実施.....	22
(2) 第26回アジア輸出管理セミナー参加者との交流会.....	23
(3) ホームページによる情報提供の実施.....	24
4. 輸出管理連絡会の開催.....	25
(1) 第3回輸出管理連絡会.....	25
(2) 第4回輸出管理連絡会.....	25
(3) 第5回輸出管理連絡会.....	25
(4) 第6回輸出管理連絡会.....	26
(5) 第7回輸出管理連絡会.....	26
5. 首都圏東部地域大学輸出管理担当者ネットワークの実施.....	27
(1) 第1回首都圏東部地域大学輸出管理担当者ネットワーク.....	27
(2) かながわ・首都圏東部地区大学による輸出管理合同セミナー.....	27
(3) 第2回首都圏東部地域大学輸出管理担当者ネットワーク.....	27
6. 事前審査の取扱実績.....	28
7. 輸出管理に関する相談対応.....	29
IV. 研究・教育活動.....	30
1. 主要な研究活動.....	30
(1) 日本の大学における利益相反マネジメントの体制とその運用の実態に関する調査研究 (科学研究費補助金基盤研究 (C) (一般) (2018~2020 年度) / 新谷由紀子ほか).....	30
(2) 大学における研究不正の要因等に関する一考察 (新谷由紀子ほか).....	31
(3) 産学連携に関係した大学における研究不正に関する一考察 (新谷由紀子ほか).....	31
(4) 『事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～考え事例集』の監修・分担執筆 (新谷由紀子).....	31
2. 教育活動.....	33
(1) 学内.....	33
(2) 学外.....	33

3. 論文・著作等	34
(1) 査読付き論文	34
(2) 著作	34
4. 発表・講演等	35
(1) 招待講演	35
(2) 学会発表	35
V. 海外大学等での短期業務研修プログラム	36

I. COISEC の概要

1. 組織

(1) 職員等

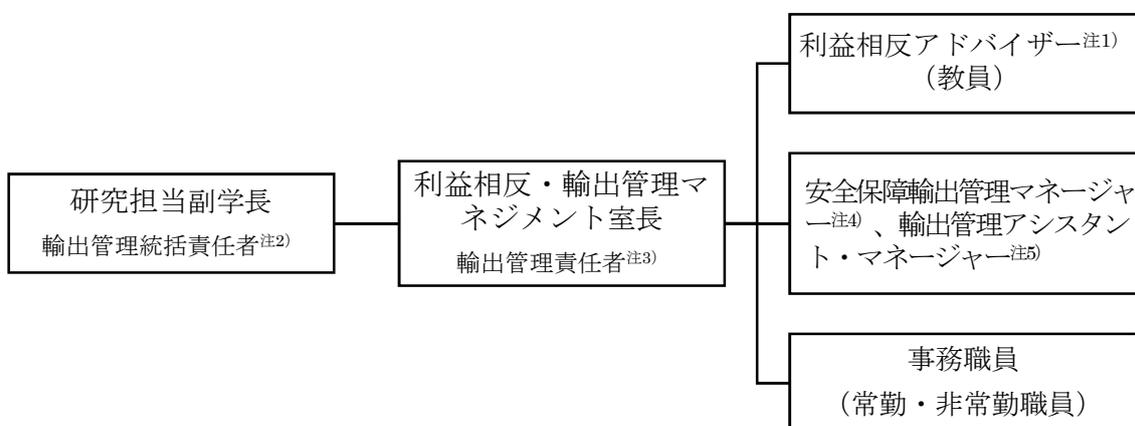
(2018年4月1日～2019年3月31日)

室長（専任）、准教授（専任）、一般職員（常勤）、係員（非常勤）

職名等	氏名
教授・室長	境野 明
准教授・利益相反アドバイザー	新谷由紀子
安全保障輸出管理マネージャー（週3日）	中田 修二
輸出管理アシスタント・マネージャー（2018年4月16日～）	宮下 史子
一般職員	宇留野安紀子
非常勤職員（2018年4月9日～2019年3月31日）	岡村 彩

(2) 組織図

(2019年3月31日現在)



注 1) 利益相反アドバイザー:利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務に従事。

注 2) 輸出管理統括責任者:輸出管理業務を統括(輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案、輸出管理規則の制定及び改廃の立案、輸出管理規則に基づく運用・手続等の策定及び改廃、該非判定及び取引審査の承認、本学全体への徹底時効の指示・連絡・要請等、輸出管理業務の監査、輸出管理の研修及び教育、本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求・調査の実施及び改

善措置等の命令、経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請)。

注 3) 輸出管理責任者：該非判定及び取引審査（第二次審査）、輸出管理統括責任者への報告等、輸出管理手続業務の推進、輸出管理の研修及び教育、輸出管理手続業務に係る本学の教員等からの相談に関する業務に従事。

注 4) 安全保障輸出管理マネージャー：輸出管理に関する企画、運営、支援、普及等の業務に従事。

注 5) 輸出管理アシスタント・マネージャー：輸出管理に関する実務全般について安全保障輸出管理マネージャーの補佐業務に従事。

(3) 場所

事務室：共同研究棟 A 4 階 409 号室

2. 広報・普及活動

(1) COISEC 概要の作成と配布

2018年5月に2018年度版COISEC概要を3,000部作成し、学内教職員や関連機関に配布した。

(2) COISEC 年報の作成と配布

2018年6月に2017年度版COISEC年報を300部作成し、学内教職員や関連機関に配布した。

(3) COISEC ホームページの更新

毎月更新を行い、法令改正や通知等最新情報を発信した。



3. COISEC 関連学内業務

(1) 兼業審査委員会委員

研究成果活用企業の役員等の兼業の審査及び兼業に関する必要事項の審議を行う。

・境野明（2017年6月～）

(2) 軍事的安全保障研究の取り扱いに関するタスクフォース

2018年1月22日以降、計7回にわたり検討を重ね、「筑波大学における軍事研究に関する基本方針（案）」を作成した。

・境野明（2018年1月～11月）

(3) 商標審査会委員

本学を権利者とする登録商標等の使用の申入れに係る使用形態の適切性等についての審査を行う。

・新谷由紀子（2018年4月～2019年3月）

4. COISEC 関連学外業務

①安全保障輸出管理に関する 11 大学（RU11）連絡会 構成員（事務責任者）

・境野明（2017 年 6 月～）

②国立研究開発法人日本医療研究開発機構 評価委員会委員

研究公正高度化モデル開発支援事業課題の評価

・新谷由紀子（2016 年 11 月～）

③国立研究開発法人日本医療研究開発機構 研究倫理アドバイザー

研究開発における不正行為等事例集の分析、監修及び助言

・新谷由紀子（2016 年 11 月～）

④国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 利益相反マネジメント委員会委員

機構の利益相反マネジメントの企画、運用等について審議

・新谷由紀子（2017 年 3 月～）

Ⅱ. 利益相反マネジメント

1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要

日本では、1990年代初頭のバブル景気崩壊後、長期にわたる経済の低迷からの脱却を目指して、国を挙げて産学連携が推進されてきた。産学連携では、実社会のニーズに根差した研究の推進や社会貢献の実現などメリットもあるが、反面、大学という公共的機関への民間企業からの資金提供の増加により、利益相反が生じ、時に大きな社会問題となる。利益相反とは、個人や組織の職業的、倫理的な義務や責任を果たす能力が利害関係によって損なわれたり、損なわれているように見えたりする状況をいう。利益相反は政治的・宗教的信条や人間関係など金銭的以外の利害関係についても広く問題とするが、大学においては、産学連携活動において利益相反状況が生じやすく、このため、金銭的利害関係が主要な問題となる。したがって、大学では金銭的利害関係が利益相反マネジメントの主な対象となる。

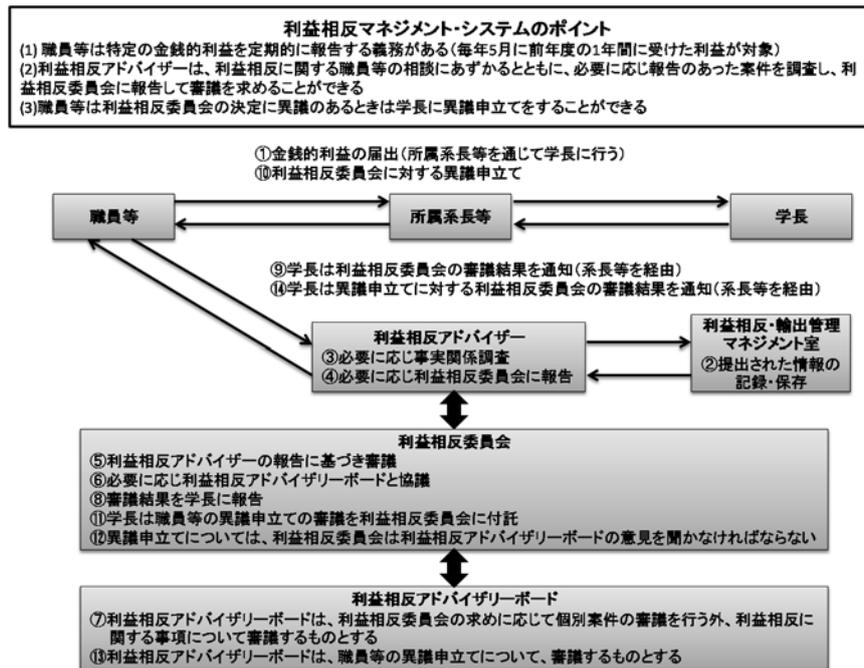
利益相反マネジメントでは、金銭的利害関係により結果としてバイアスのかかった行動に至る因果関係を証明することが困難であるため、予防措置が基本となる。すなわち、利害関係を明らかにすることによって透明性を確保するとともに、重大な影響を及ぼす恐れのある利害関係については、利益の放棄や研究への不参加、モニタリングなどの対策を取る。

筑波大学においては、2004年12月に産学官連携活動を対象とした個人としての利益相反に関するポリシーを制定し、以来規則等の策定やマネジメント・システムの整備を行い、2016年2月には組織としての利益相反ポリシーも制定した。さらに、2018年度には定期的自己申告書の提出システムの電子化を開始し、申告者及び実務者の作業軽減、業務の効率化、紙資源の節約、文書保存の確実性の確保を図った。

大学における利益相反問題は、研究をはじめとする大学活動の誠実性が問われる問題であり、そのマネジメントは極めて重要であるといえる。

2. 個人としての利益相反マネジメント・システム

筑波大学の利益相反マネジメントは、①個人的利益に関する透明性の確保、②意思決定に関する公正の確保、③職務の責任に応じた取扱い、という基本的なルールに基づいて実施している。①の個人的利益に関する透明性の確保のために、図Ⅱ-1のように毎年の個人的利益の自己申告を義務付けている。



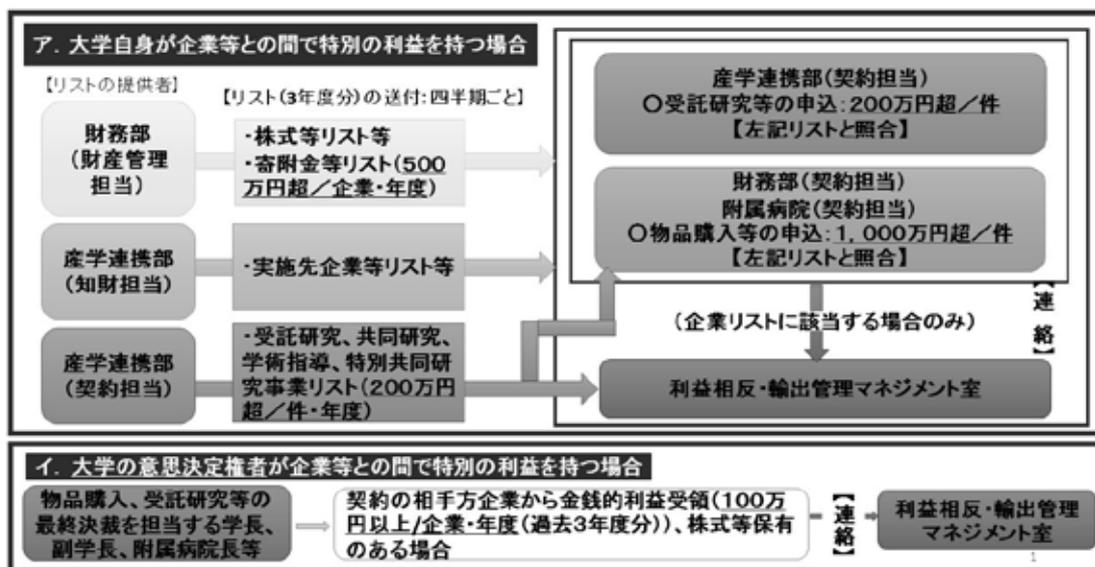
図Ⅱ-1 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

3. 組織としての利益相反マネジメント・システム

2018年度は、2016年度から新たに運用を開始した組織としての利益相反マネジメントを引き続き実施した。

組織としての利益相反ポリシー制定の背景としては、大学が組織として産学官連携活動に参加する事態が発生してきているということがある。例えば、大学自身が特許権等や株式を保有したり、大学が企業等から多額の寄附金を受けたりすることが起こる一方で、大学がそうした企業等と受託研究等を実施すると、大学自身に組織としての利益相反が生じることになる。さらに、2014年度からは、国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となったこと、などがある。

筑波大学における組織としての利益相反マネジメント・システムの詳細は図II-2のとおりである。組織にかかわる利害関係のリストが契約部署に送付され、利害関係者から一定の金額を超える契約の申込があった場合は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡が来るシステムが整った。情報提供は当該年度を含む3年度分で、四半期ごとに最新の情報が共有されるようになった。



II-2 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

4. 利益相反問題の相談対応

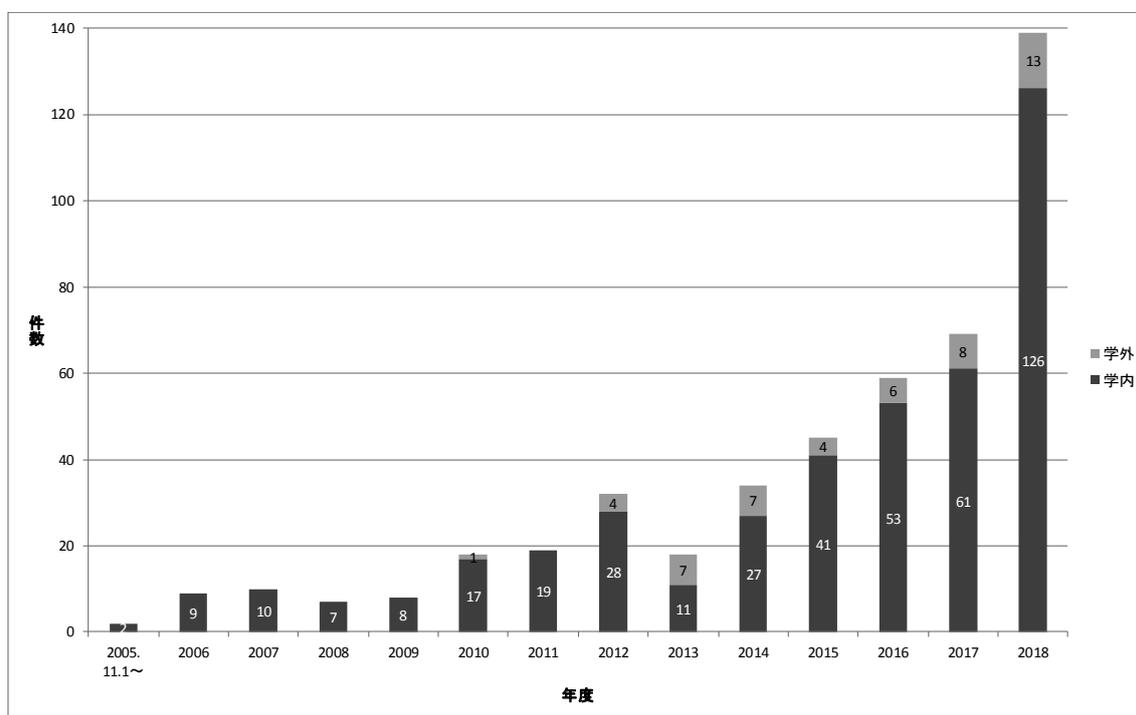
2018年度は、健康食品や医療関連機器についての共同研究成果の商品化における効果広告に関する相談や共同研究相手方企業から担当教員への未公開株式譲渡に関する相談など学内の問い合わせ 126 件、組織としての利益相反マネジメントのシステムづくりや大学発ベンチャーの役員就任に関する利益相反問題の相談など学外からの問い合わせ 13 件、計 139 件の相談に利益相反アドバイザーが対応した。

図Ⅱ-3 は過去の利益相反に関する相談件数の推移であり、近年増加傾向にある。

図Ⅱ-4 は相談のあった 139 件の部署等別の件数である。

図Ⅱ-5 は相談を内容別に分けて示したものである。1 件の相談につき複数の内容を含む場合もあるため、154 に分類されている。

定期的な自己申告書によるマネジメントとともに、日常的な相談に事前に対応することにより、問題が大きくなることを事前に防止する効果を期待することができるようになった。



図Ⅱ-3 筑波大学における利益相反の相談件数の推移

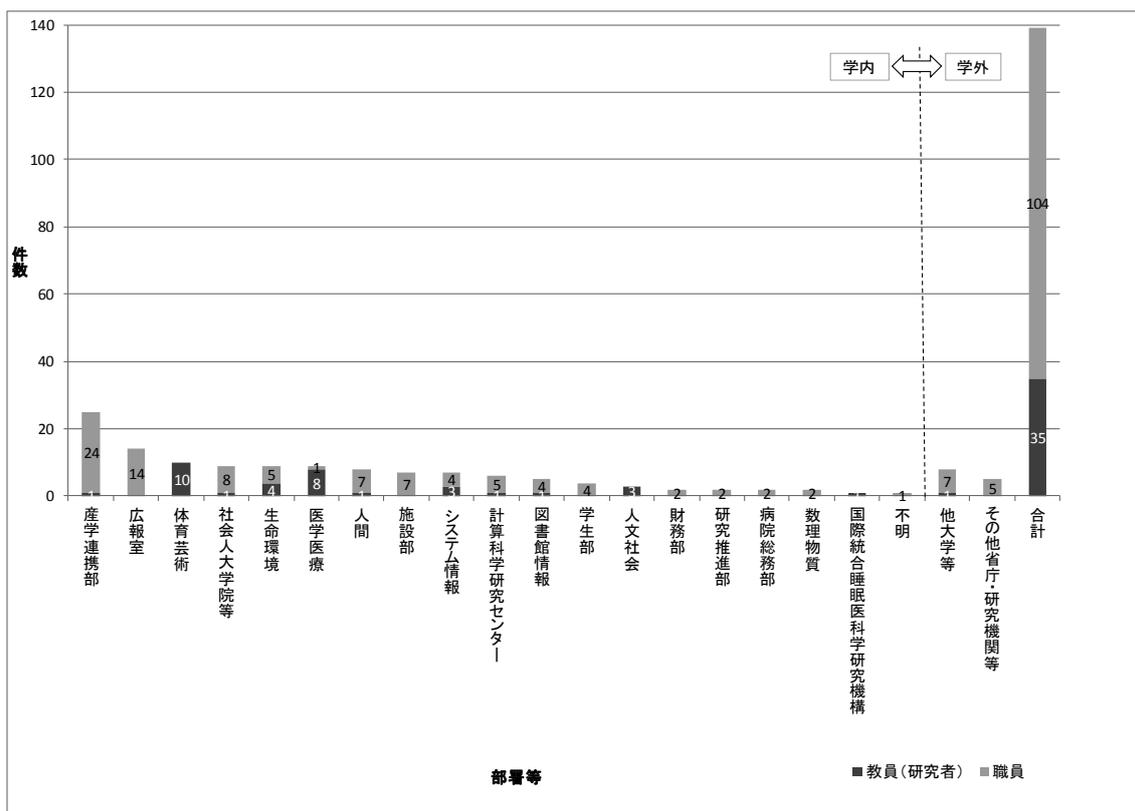


図 II-4 相談のあった部署等の内訳

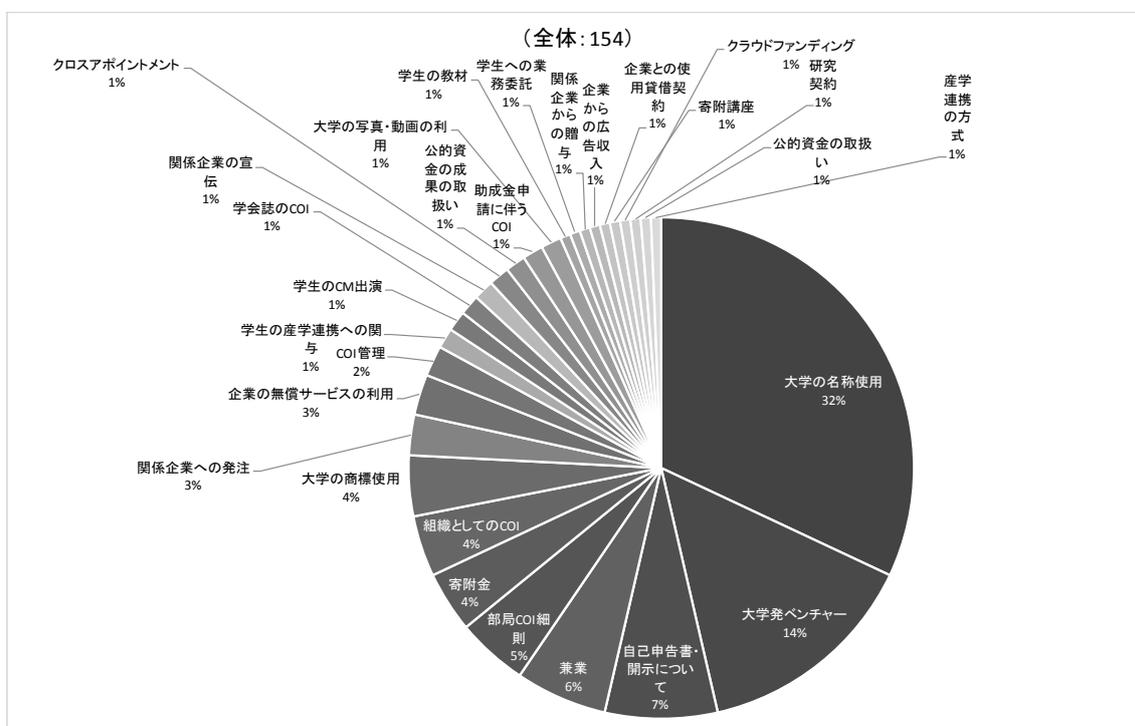


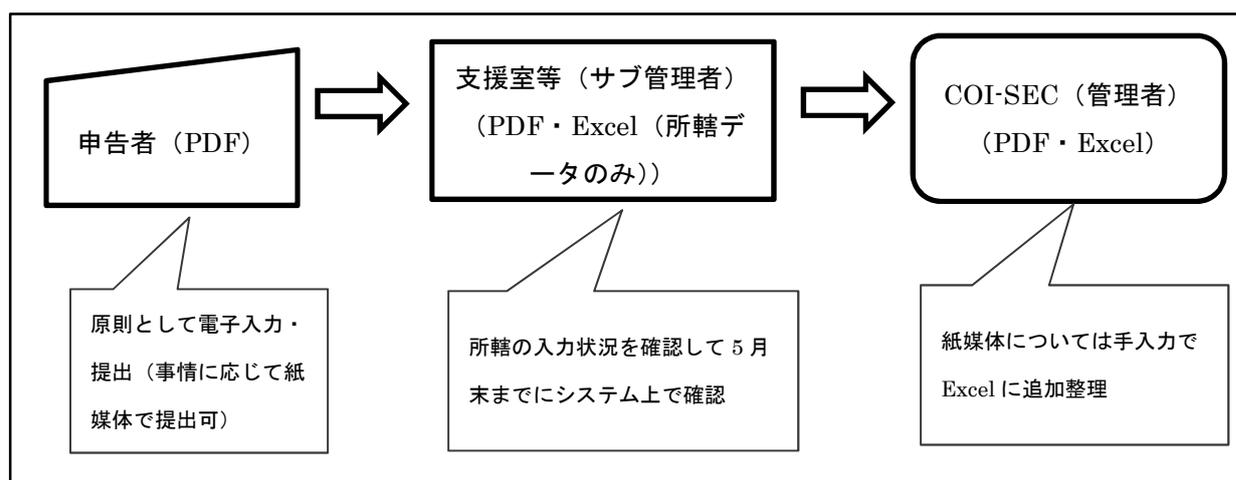
図 II-5 相談内容の内訳

5. 利益相反に関する自己申告の電子システム化

文部科学省科学技術・学術審議会発表の「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」（2015年7月3日）においては、利益相反について、「マネジメント負担が増大することなく、効率的に行うためのスキームを検討する必要がある（マネジメント実行側の負担軽減はもちろんのこと、被マネジメント側すなわち研究者側の負担軽減に向けた効率化も求められる）」(p.13)とし、これを実現する方法の一つとして自己申告書提出の電子システム化を実施機関の事例を挙げて推奨している。このような背景から、2018年度は筑波大学においても、従来紙媒体で行っていた自己申告書の提出の電子システム化を開始した。

筑波大学の役員及び職員は、毎年5月末までに前年度の個人的な利益について所定の自己申告書により、所属長（系長等）経由で学長に報告する義務があるが、この申告を電子化し、教職員等の負担軽減、業務の効率化、紙資源の節約、文書保存の確実性の確保を図るものである。2017年度申告分（2018年5月末締切）から稼働した。

電子化により、各支援室等では紙の申請書を取りまとめてマネジメント室に提出したり、スキャンして保存したりするなどの事務作業がなくなり、「確認」ボタン一つで済むようになった。システム上入力エラーチェックが導入されているため、利益相反・輸出管理マネジメント室においても、書類の不備の確認の手間がほとんどなくなったほか、自動的に一覧が作成されるなど事務作業がかなり簡便になった。申告者側も毎年作成して押印をする手間が省けたほか、次年度以降は過去の申請書の記載事項をコピーして利用できるようにしたため、入力作業も軽減された。



【入出力の手順イメージ図】

6. 国立大学法人筑波大学利益相反規則の一部改正

近年外部資金職員やクロスアポイントメント制度利用者など、給与は本学から支出されている者であっても、原資が企業等である事例が増加している。所属機関を經由して給与が支払われる場合でもその原資が企業等であれば利益相反の申告対象とすることが国際的な基準となっているので、このような新たな雇用形態に対応できるよう、国立大学法人筑波大学利益相反規則第 10 条（個人的な利益の報告）を改正した。

具体的には、「企業等から又は企業等の資金を原資として法人から給与の全部又は一部が支払われるとき当該給与の全部又は一部を申告対象とする」ことを定めた。施行日は 2018 年 11 月 1 日で、電子システムの改修を進めるとともに、施行時及び自己申告書提出時期に周知を行った。

7. 利益相反委員会の開催

利益相反委員会は次に掲げる事項を審議する。

- ①利益相反に関する基本方針（利益相反の定義、対象者、マネジメント・システム等）
- ②利益相反に関する規則等の制定又は改廃
- ③利益相反に対する対応策（利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る対応策を含む。）
- ④利益相反に関する学内啓発活動
- ⑤その他利益相反に関し必要と認められる事項

第17回利益相反委員会が2018年9月25日（火）に開催され、2017年度の筑波大学における産学連携活動に係る個人的な利益の報告に関して審議が行われた。これについては直ちに学長による勧告を行わなければならない事例はなかった。また、前回委員会開催以降にあった利益相反に関する相談内容と回答の代表的な事例について報告があった。

（1）利益相反委員会委員

所属	職名	氏名
本部	研究担当副学長	木越英夫 ◎
本部	人事担当副学長	稲垣敏之 ○
利益相反・輸出管理マネジメント室	室長	境野 明
人文社会系	教授	吉田 脩
ビジネスサイエンス系	教授	平嶋竜太
数理物質系	准教授	吉川正志
システム情報系	教授	葛岡英明
生命環境系	教授	青柳秀紀
人間系	教授	相川 充
体育系	准教授	足立和隆
芸術系	教授	山中敏正
医学医療系	教授	檜澤伸之
図書館情報メディア系	教授	松本 紳
附属病院（医学医療系）	教授	西山博之
国際産学連携本部	本部審議役	内田史彦
総務部	部長	小嶋 稔
研究推進部	部長	大城 功
産学連携部	部長	橋本俊幸

病院総務部	部長	三沼 仁
利益相反・輸出管理マネジメント室	利益相反アドバイザー・准教授	新谷由紀子

※2019年3月31日現在。◎は委員長、○は副委員長

(2) 第17回利益相反委員会議事次第

ア. 日 時：2018年9月25日（火）15：00～16：00

イ. 場 所：人文社会学系棟 A204 号室

ウ. 出席者：木越英夫（委員長）、境野明、平嶋竜太、吉川正志、葛岡英明、青柳秀紀、足立和隆、檜澤伸之、西山博之、尾内敏彦（内田史彦代理出席）、大城功、橋本俊幸、三沼仁、新谷由紀子
（事務局）宇留野安紀子、岡村彩

エ. 議 題

（ア）審議事項

- ①平成29年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について
- ②平成29年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について
- ③国立大学法人筑波大学利益相反規則改正について

（イ）報告事項

- ①利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について
- ②その他

オ. 配付資料

（ア）産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・資料1（機密性3／回収資料）

（イ）平成29年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について（取りまとめ）（案）

・・・（機密性3／回収資料）

（ウ）平成29年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について（公表案）

・・・資料3

（エ）国立大学法人筑波大学利益相反規則改正の概要（案）・・・・・・資料4－1

（オ）国立大学法人筑波大学利益相反規則新旧対照表（案）・・・・・・資料4－2

（カ）国立大学法人筑波大学利益相反規則（案）（見え消し修正）・・・・・・資料4－3

（キ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

・・・資料5（機密性2／関係者限り）

（ク）利益相反委員会委員名簿・・・・・・参考資料1

（ケ）第16回利益相反委員会議事要旨・・・・・・参考資料2

（コ）利益相反アドバイザーボード委員名簿・・・・・・参考資料3

（サ）筑波大学における利益相反事例の取扱い改訂第4版・・・・・・参考資料4

（シ）利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第2版・・・・・・参考資料5

- (ス) 筑波大学における利益相反マネジメントパンフレット（英語版）・・・・参考資料 6
- (セ) 利益相反の定期的自己申告の電子システム化に関するフライヤー・・・・参考資料 7
- (ソ) 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット・・・・参考資料 8
- (タ) 平成 29 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報・・・・参考資料 9

8. 利益相反アドバイザーボードの開催

第 14 回利益相反アドバイザーボードが 2018 年 9 月 28 日（金）に開催され、利益相反委員会と同様の議題が審議され、意見交換を行った。

（1）利益相反アドバイザーボード委員

所属	職名	氏名
国立研究開発法人産業技術総合研究所	特別顧問	小玉喜三郎
株式会社つくば研究支援センター	代表取締役社長	斎田陽介
常陽銀行	地域協創部顧問	中嶋勝也
国立研究開発法人 物質・材料研究機構	理事	長野裕子
AE 海老名・綾瀬法律事務所	弁護士	中道 徹
光田特許事務所	弁理士	光田 敦
芝浦工業大学	客員教授	油田信一 ◎

※2019 年 3 月 31 日現在。◎は議長

（2）第 14 回利益相反アドバイザーボード議事次第

ア. 日 時：2018 年 9 月 28 日（火）14：00～15：30

イ. 場 所：産学リエゾン共同研究センター106 号室

ウ. 出席者：油田信一（議長）、小玉喜三郎、斎田陽介、中嶋勝也、中道徹の各委員
（大学側）木越英夫副学長、境野明室長、新谷由紀子利益相反アドバイザー
（事務局）宇留野安紀子、岡村彩

エ. 議題

（ア）議長の選出

（イ）平成 29 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（ウ）平成 29 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

（エ）国立大学法人筑波大学利益相反規則改正について

（オ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

（カ）その他

オ. 配付資料

（ア）産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・資料 1（機密性 3 / 回収資料）

（イ）平成 29 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について（取りまとめ）

・・・機密性 3 / 回収資料）

（ウ）平成 29 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について（公表案）

・・・ 資料 3

- (エ) 国立大学法人筑波大学利益相反規則改正の概要・・・・・・・・・・資料 4-1
- (オ) 国立大学法人筑波大学利益相反規則新旧対照表・・・・・・・・・・資料 4-2
- (カ) 国立大学法人筑波大学利益相反規則（案）（見え消し修正）・・・・・・・・資料 4-3
- (キ) 利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について
・・・・・・・・ 資料 5（機密性 2 / 関係者限り）
- (ク) 利益相反アドバイザーボード委員名簿・・・・・・・・・・ 参考資料 1
- (ケ) 第 13 回利益相反アドバイザーボード議事要旨・・・・・・・・・・ 参考資料 2
- (コ) 利益相反委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 参考資料 3
- (サ) 筑波大学における利益相反事例の取扱い改訂第 4 版・・・・・・・・・・参考資料 4
- (シ) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 2 版・・・・・・・・参考資料 5
- (ス) 筑波大学における利益相反マネジメントパンフレット（英語版）・・・・・・・・参考資料 6
- (セ) 利益相反の定期的自己申告の電子システム化に関するフライヤー・・・・・・・・参考資料 7
- (ソ) 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット・・・・・・・・参考資料 8
- (タ) 平成 29 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報・・・・・・・・参考資料 9

9. 広報・普及活動

(1) 利益相反事例とその取扱いに関する Q&A 増補改訂第三版の作成

本誌は、筑波大学の利益相反アドバイザー等の担当者に寄せられた相談をもとに、生じやすい利益相反問題の事例を構想し直し、これらへの対処法をまとめて、Q&A 式の資料としたものである。第一版は 2009 年度の本学の利益相反委員会において、こうした事例集の印刷と配付の要望があり、2010 年 5 月に刊行した。また、2013 年 9 月に実施された監事監査では、利益相反マネジメントに有益な資料として引き続き改訂の要請があり、増補改訂版を作成することとし、2014 年 12 月に刊行した。2018 年度は、前回の改訂以来 4 年が経過したことから、この間に新しい事象、例えばクロスアポイントメント制度やクラウドファンディングなどが行われるようになりこれらに関する事例を取り入れたり、また、筑波大学の諸規則等の改正に対応したりする必要が生じたため、関係部分の追加や改訂を行い、増補改訂第三版として刊行することとしたものである。2019 年 1 月に 3,000 部印刷し、全学に配付のうえ、電子版をホームページに公開した。

(2) e-learning の提供

本学の e-learning システム「manaba」において「筑波大学における利益相反マネジメント」及び「筑波大学における組織としての利益相反マネジメント」のコンテンツを提供しているが、2018 年度の利益相反規則の改正等を反映させるなど、随時内容のメンテナンスを行っている。

(3) ホームページによる情報提供の実施

「利益相反・輸出管理マネジメント室」のホームページの「利益相反マネジメント」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。



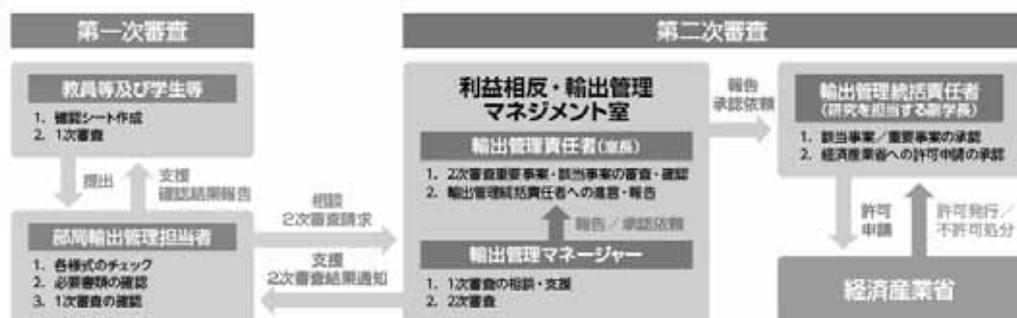
Ⅲ. 安全保障輸出管理

1. 安全保障輸出管理体制の概要

大量破壊兵器等が国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐことは、国際的な課題となっている。日本においては、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に関連する資機材や関連汎用品の輸出及びこれらの関連技術の非居住者への提供等について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づき、必要最小限の管理が実施されている。

外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、経済産業大臣の事前許可を受ける必要がある。外為法等の規制は、核不拡散条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等の条約に基づくものと、欧米先進諸国等が中心となって参加する国際的な輸出管理に関する合意（国際輸出管理レジーム）等に基づくものがある。

筑波大学では、留学生・外国人研究生の受入れ、外国の大学や企業との共同研究実施等の際に技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教員等は、一次審査として当該技術等がリスト規制に該当するかどうかの該非判定、及び需要者・用途を確認しなければならない。このため、輸出管理チェックシートを作成し、該非判定書、取引審査票を添付して、部局輸出管理担当者の一次審査を経由し、必要に応じて利益相反・輸出管理マネジメント室に二次審査を請求する。その結果、経済産業大臣の許可が必要と判断された場合は、輸出管理責任者（利益相反・輸出管理マネジメント室長）が輸出管理統括責任者（研究担当副学長）承認の上、学長名にて許可申請を実施する（図Ⅲ-1）。



図Ⅲ-1 筑波大学における輸出管理審査の流れ

2. 輸出管理マネジメントの充実に関する取組状況

(1) 輸出管理システム (TExCO) の機能拡張

既存の受入れ申請にかかる輸出管理システムを大幅に改修する他、以下の事前手続きにかかるシステムを構築する。これで輸出管理の手続全てが電子化される。

輸出管理の設問は対話型で処理され、教員等是对話型の設問に回答することで輸出管理の事前確認を実施することが可能となる。

ア. 貨物輸出

教員等が国内から海外へ貨物を輸出する手続の電子化。

イ. 技術提供

教員等が国内で技術を提供する手続の電子化。

(2) 海外渡航・輸出管理システム (TRIP) の導入

海外渡航・輸出管理システムについて、以下のような機能を開発している。

ア. 出張手続業務の改善

教員等及び学生が、海外渡航時に渡航に関する情報を複数の提出先にそれぞれ入力している事務作業を省力化し、本システムへ入力を集約化する。本システムに入力された渡航情報を日程表として出力し、出張手続業務を改善する。

イ. 海外渡航に伴う輸出管理手続 (貨物輸出・技術提供)

本システム上で海外出張に伴う貨物の携行・技術の提供を行う際の輸出管理事前手続を行い、手続漏れ防止を徹底する。

ウ. 安否確認業務への活用

本システムに入力された海外渡航情報は、海外危機発生時の安否確認業務の際に活用し、従来手動で渡航者情報を収集していた作業の迅速化を可能とする。本システムに入力された海外渡航情報は、渡航者本人が希望すれば再度入力の手間なく外務省所管の「たびレジ」へ自動的にアップロードされ、渡航者は外務省からの最新の渡航情報や緊急事態発生時の情報を受信できる。

エ. 海外渡航者情報の活用

海外渡航者の情報は、学長室のマッピングシステムに反映される基礎データとしても活用され、リアルタイムで海外渡航者数を把握することが可能となる。

さらに、訪問者・研究者等の受入れ申請にかかる輸出管理システム上のデータと同様、各種国際調査に国際室が回答する際のデータとしても活用される。

(3) 留学生受入れに係る事前審査の整備

輸出管理手続のうち、留学生受入れに係る事前審査について濃淡管理を導入し、受入先の

研究科に応じたレベルを設定し、手続を整備した。新たなフローでは、従来、教員又は部局に委ねられていた 2 次審査実施の必要性の判断が中止され、より適切な輸出管理手続を実施することになった。

(4) 一般包括許可の取得

これまで本学では、許可申請の必要な貨物・技術については、全て個別許可申請にて手続を行っており、許可申請手続に相応の時間を要していた。

そこで、2018 年度に一般包括許可（貨物・技術の機微度が比較的低い品目を、ホワイト国（当該国政府が輸出管理を十分に行っているとして外為法で指定している 27 カ国）向けに輸出または提供する場合、経済産業大臣への個別許可申請に替えて、電子申請を使用して簡便に申請、許可される制度）の利用資格取得申請を行い、一般包括許可制度の利用を認められた。

(5) 教員等向け輸出管理啓発活動の実施

外為法等に基づく輸出管理規制、大学における輸出管理の必要性の認識向上、本学の手続・管理業務について理解促進を図るため、複数の研究科において、教員向けに「大学における安全保障輸出管理と実務上の留意点」、「留学生等受入れに係る輸出管理事前手続の徹底」等について説明会を実施した。

(6) 輸出管理連絡会の開催

輸出管理に関する情報共有、輸出管理実務の改善等に係る議論とコミュニケーション強化を目的に輸出管理連絡会を開催している。2017 年 12 月より隔月で開催しており、2018 年度は 5 回開催した。

(7) 輸出管理人材の裾野拡大

部局輸出管理担当者と関係者に CISTEC（安全保障貿易情報センター）資格取得を支援。2018 年度は Associate（初級）に新規 2 名合格し計 11 名、Advanced（中級）に新規 1 名合格し計 3 名、Expert（上級）1 名。

以上、安全保障輸出管理は、一律に大学の活動を制限するためのものではなく、教員等が安心して教育研究を実施するための前提となるものであり、大学として適切な対応が不可欠である。引き続き本学の発展と社会情勢の変化に合わせながら、学内外関係部局との連携を深め、より信頼されるリスクマネジメント体制を目指していく。

3. 広報・普及活動

(1) 教職員向け輸出管理啓発活動の実施

ア. 教員向け

月日	場所	演題	説明者	出席者数(名)
7月25日	総合研究棟 A107	留学生受入れに係る輸出管理 事前手続の徹底について	境野	16
12月5日	3A204	(1)システム情報系長挨拶 (2)最近の動向と事例 (3)留学生の輸出管理を中心に	加藤 境野 中田	95

イ. 教職員向け

月日	場所	演題	説明者	出席者数(名)
4月23日	国際産学連携 本部	(1)大学における輸出管理 (2)国際的な産学連携・共同研 究等における輸出管理の留意 ケース	境野 中田	20

ウ. 部局輸出管理担当者向け(輸出管理連絡会)

月日	場所	演題	説明者	出席者数(名)
4月10日	3B213 プレゼ ンテーション ルーム	(1)最近の輸出管理トピックス (2)海外渡航・輸出管理システ ムについて (3)大学における輸出管理の基 礎	境野 宇留野 中田	20
6月12日	3B213 プレゼ ンテーション ルーム	(1)事例紹介 (2)大学間ネットワーク開催報 告 (3)TExCO 集計月間報告 (4)海外渡航・輸出管理システ ムについて	境野 中田 宮下 宇留野	17
9月11日	3B213 プレゼ ンテーション ルーム	(1)留学生等受入れに係る事前 手続の徹底と濃淡管理の導入 について (2)直近の月次輸出管理実績報 告(6~8月)について (3)軍事関連組織からの受入れ について (4)輸出管理システム(TExCO) 項目修正お知らせと入力につ いてお願い	境野 宮下 中田 宇留野	18

月日	場所	演題	説明者	出席者数 (名)
11月13日	3B213 プレゼンテーションルーム	(1)最近の動向と事例について (2)外国人研究者の輸出管理について 外国為替令及び輸出管理貿易管理令の一部改正について (3)直近の輸出管理実績報告(9月～10月)について (4)輸出管理システム及び海外渡航・輸出管理システムの進捗報告	境野 中田 宮下 宇留野	20
1月22日	人文社会学系 A棟101	(1)挨拶 (2018年度活動まとめ及び2019年度重点施策) (2)貨物の輸出及び一般包括許可(ホワイト包括)の取得について (3)輸出管理実績報告(11月～12月)について (4)輸出管理システム及び海外渡航・輸出管理システムの進捗報告 (5)質疑応答 他	境野 中田 宮下 宇留野	22

(2) 第26回アジア輸出管理セミナー参加者との交流会

経済産業省主催の第26回アジア輸出管理セミナーに参加した世界約30カ国の政府の輸出管理当局者に対し、本学の輸出管理の取組みと国際共同研究の事例紹介を行い、大学の輸出管理のあり方や施策等についての質疑と意見交換を行った。

日時：2019年2月28日(木) 14:00～16:00 (参加者 50名)

場所：総合研究棟 A110 教室

プログラム：

1. Welcome Speech

Dr. Hideo Kigoshi / The Vice President and Executive Director for Research

2. (a) Security Export Control at University of Tsukuba

Akira Sakaino, Professor and Director

Office of Conflict of Interest and Security Export Control

(b) A Brief Introduction of University of Tsukuba Export Control System

Shuji Nakata, Professor and Manager

Office of Conflict of Interest and Security Export Control

3. An Example of JP-NL Technology Collaboration Complying with Export Control Laws

Tadashi Ebihara, Ph.D

Faculty of Engineering, Information and Systems

4. Free Discussions and Q&A

5. Closing

(3) ホームページによる情報提供の実施

「利益相反・輸出管理マネジメント室」のホームページの「安全保障輸出管理」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。

ア. 法令に関する情報

①「輸出貿易管理令の一部改正」(2017年11月22日公布、2018年1月22日施行)

②外国ユーザーリスト更新(2018年5月2日付改正)

③「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部改正」(2018年11月9日公布、2019年1月9日施行)

イ. 該非判定支援資料の提供

ウ. e-learning「筑波大学における輸出管理のしくみ」

エ. 輸出管理に関するFAQ

オ. 安全保障輸出管理外部参考サイトの集約化

4. 輸出管理連絡会の開催

学内の事例について情報共有、法令改正等に伴う本学の対応、第二次審査取扱実績等を議題とし、輸出管理実務の改善等に係る議論と相互コミュニケーション強化を目的に、以下の日程で開催した。

(1) 第3回輸出管理連絡会

ア. 日時：2018年4月10日（火）10：00～11：00

イ. 場所：3B棟213プレゼンテーションルーム（参加者：20名）

ウ. 議題：

- ①最近の輸出管理トピックス（境野）
- ②海外渡航・輸出管理システムについて（宇留野）
- ③大学における輸出管理の基礎（新任部局輸出官管理担当者向け）（中田）
- ④質疑応答他

(2) 第4回輸出管理連絡会

ア. 日時：2018年6月12日（火）10：00～11：00

イ. 場所：3B棟213プレゼンテーションルーム（参加者：17名）

ウ. 議題：

- ①最近の事例紹介（境野）
- ②大学間ネットワーク開催報告及び輸出管理Q&Aの掲載について（中田）
- ③TEExCO集計月間報告（4月・5月）について（宮下）
- ④海外渡航・輸出管理システム日程表の様式について（宇留野）
- ⑤質疑応答他

(3) 第5回輸出管理連絡会

ア. 日時：2018年9月11日（火）10：00～11：00

イ. 場所：3B棟213プレゼンテーションルーム（参加者：18名）

ウ. 議題：

- ①留学生等受入にかかる事前手続きの徹底と濃淡管理の導入について（境野）
- ②直近の月次輸出管理実績報告（6～8月）について（宮下）
- ③軍事関連組織からの受入れについて（中田）
- ④輸出管理システム（TEExCO）項目修正お知らせと入力についてのお願い（宇留野）
- ⑤質疑応答他

(4) 第6回輸出管理連絡会

ア. 日時：2018年11月13日(火) 10:00～11:00

イ. 場所：3B棟213プレゼンテーションルーム(参加者：20名)

ウ. 議題：

- ①最近の動向と事例について(境野)
- ②外国人研究者の輸出管理について
外国為替令及び輸出貿易管理令の一部改正について(中田)
- ③直近の輸出管理実績報告(9～10月)について(宮下)
- ④輸出管理システム及び海外渡航・輸出管理システムの進捗報告(宇留野)
- ⑤質疑応答他

(5) 第7回輸出管理連絡会

ア. 日時：2019年1月22日(火) 10:00～11:30

イ. 場所：人文社会学系A棟101(参加者：22名)

ウ. 議題：

- ①挨拶(2018年度活動まとめ及び2019年度重点施策)(境野)
- ②貨物の輸出及び一般包括許可(ホワイト包括)の取得について(中田)
- ③輸出管理実績報告(11月～12月)について(宮下)
- ④輸出管理システム及び海外渡航・輸出管理システムの進捗報告(宇留野)
- ⑤質疑応答他

5. 首都圏東部地域大学輸出管理担当者ネットワークの実施

大学間の安全保障輸出管理担当者の情報交流、課題の共有・共同検討、相談・相互扶助を目的に以下の日程で勉強会に参加した。(2)については、ホスト校として会場を提供した。

(1) 第1回首都圏東部地域大学輸出管理担当者ネットワーク

ア. 日時：2018年6月4日(月) 14:00~17:00

イ. 場所：筑波大学 人文社会学系 A 棟 101 会議室 (参加者：18名)

(2) かながわ・首都圏東部地区大学による輸出管理合同セミナー

ア. 日時：2018年9月14日(金) 14:00~16:45

イ. 場所：筑波大学 東京(茗荷谷)キャンパス文京校舎 134 講義室 (参加者：40名)

(3) 第2回首都圏東部地域大学輸出管理担当者ネットワーク

ア. 日時：2018年10月22日(月) 14:00~17:00

イ. 場所：東京理科大学 神楽坂キャンパス 2号館3階231教室 (参加者：15名)

6. 事前審査の取扱実績

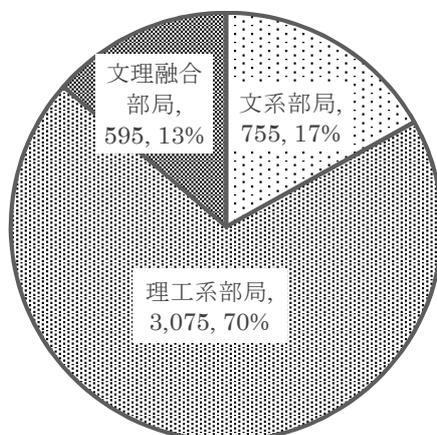
2018年度（2018年4月～2019年3月）の輸出管理手続の実績を報告する。

2018年度の取扱実績は表Ⅲ-1のとおりである。各事案（提出様式）について、文系部局（5部局）、理工系部局（19部局）、文理融合部局（5部局）の部局種別ごとに件数を示しており、事前審査の合計件数は年間で約4,400件となった。

部局の種別による件数の割合を図Ⅲ-2に示す。理工系部局の取扱件数が約7割と、文系部局、文理融合部局を大きく上回った。

表Ⅲ-1 様式別事前審査取扱実績（単位：件数）

提出様式		部局			計
		文系部局 5部局	理工系部局 19部局	文理融合系部局 5部局	
海外出張（様式1-1）	教職員等	88	923	176	1,187
	学生	13	372	112	497
貨物の輸出（様式1-2）	教職員等	1	127	39	167
	学生	0	0	0	0
技術の提供（様式1-3）	教職員等	2	16	12	30
	学生	0	56	12	68
留学生・外国人訪問者の受入れ（TE×CO及び様式1-4）	訪問者（研究者を含む）	487	674	130	1,291
	留学生	164	907	114	1,185
計		755	3,075	595	4,425



図Ⅲ-2 部局別事前審査取扱割合

7. 輸出管理に関する相談対応

各部局より利益相反・輸出管理マネジメント室に依頼された相談案件は以下のとおり、相談件数は15件である。種別としては技術の提供に関する相談（7件）が最も多かった。また貨物の輸出に関する相談のうち、米国再輸出規制に関する相談も2件あった。

年月	依頼元	相談内容
2018年4月	生命環境系	米国再輸出規制に関する相談（貨物の輸出）
2018年4月	研究基盤総合センター	米国再輸出規制に関する相談（技術の提供）
2018年4月	システム情報エリア支援室	本学学生の学外活動手続きに関する相談（技術の提供）
2018年6月	システム情報系	懸念の確認が必要な留学生受入れ案件の相談（技術の提供）
2018年6月	人文社会系	懸念の確認が必要な研究者受入れ案件の相談（技術の提供）
2018年7月	教育推進課	懸念の確認が必要な留学生受入れ案件の相談（技術の提供）
2018年8月	国際室	海外大学プロジェクトの相談（輸出管理全般）
2018年9月	大学発ベンチャー	貨物の輸出手続きに関する相談
2018年10月	人文社会エリア支援室	システムの設問についての照会（技術の提供）
2018年11月	システム情報系	国際学術協定に関する相談
2018年11月	下田臨海実験センター	特定の貨物の輸出についての相談
2018年12月	国際室	海外大学プロジェクトでの貨物の輸出手続きに関する相談
2019年1月	システム情報系	国際学術協定に関する相談
2019年2月	生命環境系	研究者受入れ手続きに関する相談（技術の提供）
2019年3月	国際室	貨物の輸出手続きに関する相談

IV. 研究・教育活動

1. 主要な研究活動

(1) 日本の大学における利益相反マネジメントの体制とその運用の実態に関する調査研究（科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（2018～2020年度）／新谷由紀子ほか）

日本の大学では、利益相反マネジメント体制の整備についてはある程度進展してきたものの、近年、産学連携活動において、高血圧症治療薬にかかる臨床研究データの人為的操作の実態が露呈するなど、利益相反マネジメントの実質が伴っていないことが明らかとなってきた。このため、本研究は、産学連携活動を活発に展開している大学を主な対象として、産学連携活動の進展に伴う利益相反問題への対処についての調査を実施することで利益相反マネジメントの実態を把握し、そこでの課題を明らかにするとともに、そこから利益相反マネジメントの質的向上のための具体的な方策を提言することを目的としている。

2018年度は企業と共同研究を実施した実績のある国公立大学 345 大学（4 年制大学及び大学院大学）を対象として、利益相反マネジメントの体制と運用に関するアンケート調査を 2018 年 7 月に実施した。この結果、産学連携が行われている大学では、利益相反委員会はほぼ設置されているが、審査をしてもほとんど指示等はなく、担当部署は兼任の事務職員が多いなどの情報が得られた。また、利益相反アドバイザーは約 3 割の大学で設置されており、任命は学外有識者・学内有識者ともに 5 割を超えるが、相談件数は少ない。産学連携活動を活発に展開していけばいくほど必ずといってよいほど利益相反問題が生じるはずである。しかしながら、それらについて利益相反マネジメントの担当者が適切な指示や相談対応をしている状況ではないことがうかがわれる。

また、利益相反委員会では外部有識者は 1 人だけ含まれているという場合が多く、利益相反アドバイザーボードもほとんど設置されておらず、客観性や公正性の面での対応が脆弱であるといえる。組織としての利益相反マネジメントが実質的に行われている大学も僅少であり、特に組織における利益相反をマネジメントする場合は個人としての利益相反の場合よりも第三者の関与による客観性が要求されるので、第三者の視点を今後どのように導入していくのかということが課題である。

大学においては利益相反の問題は産学連携活動に伴い生じる場合が多いが、今後ますます産学連携が活発になることが予想され、産学連携に携わる側の教職員の利益相反問題に対する意識向上のための対策と利益相反をマネジメントする側の担当者の人材育成が喫緊の課題として浮かび上がった。これらの結果は「大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査研究」としてとりまとめ、2018 年 11 月に 180 部印刷し、関係大学等に配布するとともに、利益相反・輸出管理マネジメント室のホームページやつくばリポジトリに掲載して普及を図った。また、この成果は論文にまとめて 2019 年 4 月の学会誌に掲載される予定であり、2019 年 6 月の学会でも発表することとした。

(2) 大学における研究不正の要因等に関する一考察（新谷由紀子ほか）

近年、重大な研究不正が発覚するたびにそれらの社会的な影響等について大きな問題となり、文部科学省が2006年に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」を取りまとめた後も、2014年に改訂し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を発表するなど、対応を迫られてきた。本研究では、バブル経済崩壊後の財政難を背景として大学が変容してきた1990年代半ば、具体的には1994年1月1日から2017年10月31日の期間を対象に、日本の大学において発生した捏造、改ざん、盗用といった特定不正行為や、その他の研究費不正、利益相反、二重投稿、オーサーシップ問題などについて新聞記事調査を行い、その年次変化や特徴を概観するとともに主に研究不正の要因について分析し研究不正防止のための対応策について考察した。この結果、研究不正が生じる要因について、一般によく指摘される競争的環境等の政策と連動しているかどうかを検討したが、因果関係を証明することはできなかった。一方、記事上で明らかになった要因を分析した結果、研究倫理の不知・甘さ・認識不足や業績評価に関することが主な不正の要因となっていることが判明し、研究倫理教育の重要性や評価の在り方の見直しなどについて指摘を行った。この成果は論文にまとめ、2018年4月に学会誌に掲載された。

(3) 産学連携に関係した大学における研究不正に関する一考察（新谷由紀子ほか）

本研究では、バブル経済崩壊後の財政難の中での経済再生を社会背景として大学が変容しつつあった1990年代前半頃から現時点までの、日本の大学において発生した捏造、改ざん、盗用といった特定不正行為や、その他の研究費不正、利益相反、二重投稿、オーサーシップ問題などについて新聞記事調査を行い、その中で産学連携に関係した研究不正の特色を分析し、産学連携において今後の研究不正防止のための基礎資料とすることを目的とした。調査の結果、産学連携における研究不正の割合は全体の1割未満であり、医学系に生じやすく、利益相反に関する事件が多くを占め、利益相反マネジメントの体制整備が遅延していることがわかった。この結果は2018年6月に学会で発表した。

(4) 『事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～考え方例集』の監修・分担執筆（新谷由紀子）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）では、研究不正の未然防止のためにディスカッション形式等「研究者参加型」の教育プログラムで活用できる効果的な教育教材の作成を企画し、2017年3月に標記ケースブックを刊行した。本ケースブックは文部科学省の研究公正推進事業の一環として作成されたものである。2017年度は改訂作業を行い、2018年3月に改訂第2版（普及版）を刊行した。筑波大学にも研究推進部の要請でAMEDから100部が贈呈された。本ケースブックの中で、新谷は「利益相反とは何か、どのように対処すればよいのか」という章を分担執筆するとともに外2名とともに監修を行った。こ

れはAMEDのホームページに掲載されている。

https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kiyouzai_houkoku.html

また、このケースブックの有効な活用を図るため、当該ケースブックに掲載されている事例の解説や設問に対する考え方例等を取りまとめて刊行することになった。新谷は担当する章の考え方例の執筆を担当し、外2名とともに監修を行った。2019年3月に同考え方例集を刊行し、希望するファシリテータ等に配布するほか、AMEDの事業などで活用が図られている。

2. 教育活動

(1) 学内

ア. 授業：生命環境科学研究科生物資源科学専攻「応用生命化学特別講義Ⅰ」において、「利益相反とは何かー科学研究と利益相反ー」を講義、2019年1月22日（火）13：00～15：40（新谷由紀子）

(2) 学外

ア. 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」『地域特性を活用した「多能工型」研究支援人材養成拠点』（実施機関：茨城大学、宇都宮大学、群馬大学）（港区（発明会館））

①「大学における輸出管理実務について」に関する講義、2018年4月11日（水）13：10～14：40（中田修二）

②「大学における利益相反」に関する講義・グループ討議・試験の実施、2018年4月12日（木）14：00～18：00（新谷由紀子）

3. 論文・著作等

(1) 査読付き論文

ア. 大学における研究不正の要因等に関する一考察、新谷、菊本、文理シナジー、第 22 巻第 1 号、pp.7-18 (2018)

(2) 著作

ア. 事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～考え方例集、森田育男、新谷由紀子、岡林浩嗣監修・分担執筆、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、pp.80-118 (全 186 頁) (2019)

イ. 大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査研究、新谷、菊本、全 125 頁 (2018)

ウ. 産学連携に関係した大学における研究不正に関する一考察、新谷、菊本、産学連携学会第 16 回大会講演予稿集、pp.56-57 (2018)

COISEC の研究活動の詳細はこちら

→<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/research/>

4. 発表・講演等

(1) 招待講演

ア. 産学連携の推進と利益相反マネジメント、新谷、産学連携懇談会・産学連携ネットワーク会議、産学連携学会九州支部主催、2019年3月29日（福岡市）

(2) 学会発表

ア. 産学連携に関係した大学における研究不正に関する一考察、新谷、菊本、産学連携学会第16回大会、2018年6月14日（山口市）

V. 海外大学等での短期業務研修プログラム

○ 米国大学における輸出管理及び利益相反マネジメントの実態調査と比較考察

2018年度筑波大学グローバル・コモンズ連携プログラム「海外大学等での短期業務研修」に採択され、以下の調査を米国において実施した。

日米欧先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）に基づき、各国にて安全保障輸出管理を実施している中で、日本の大学における輸出管理は留学生等の受入、貨物輸出と技術提供、外国出張、共同研究、国際学術交流協定締結等広範囲に及んでいる。米国においても、日本の大学と同様に国際的な枠組に基づいて定められた米国輸出管理規則（EAR）等に従って運用している。本調査では、輸出管理及び利益相反について先進的な取組を進める米国大学でのマネジメント体制及び運用課題とその対応について、実態調査と比較考察を実施した。

調査対象はカリフォルニア州の3大学、カリフォルニア州立大学アーバイン校（UCI：国際交流協定締結校）、私立カリフォルニア工科大学、私立スタンフォード大学である。

ア. 実施時期：2019年2月6日～14日

イ. 訪問大学

- ・ Office of Research, University of California, Irvine (UCI)
- ・ Office of Research Compliance, California Institute of Technology (Caltech)
- ・ Office of the Vice Provost & Dean of Research, Stanford University

ウ. 調査内容

(ア) Conflict of interest (COI)

- ① Management system for individual conflict of interest
- ② Management system for institutional conflict of interest
- ③ Any other views or unique points in relation to COI management
- ④ Any cases that are difficult to deal with or frequently happens in relation to COI management

(イ) Security export control (SEC)

- ① University's Export Control System
- ② Export of Goods, Technology /Program subject to EAR/ITAR
- ③ Furnishing of Technology
- ④ Control System for International Students and Foreign Researchers
- ⑤ Any other views or unique points in relation to SEC
- ⑥ Any cases that are difficult to deal with or frequently happens in relation to SEC
- ⑦ Recent topics on university's SEC, affected by recent US/China hi-tech/trade friction

発行日 2019年7月
発行者 国立大学法人筑波大学教授
利益相反・輸出管理マネジメント室長
境野 明
連絡先 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1
TEL 029-853-2877
FAX 029-853-5816
E-mail coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
URL <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

Access



- ① 筑波山方面
- ② つくばバス (南部シャトル・吉沼シャトル)
- ③ つくばバス (北部シャトル・小田シャトル)
- ④ ひたち野うしく駅・荒川沖駅方面
- ⑤ 土浦駅・テクノパーク大穂方面
- ⑥ 筑波大学方面 (筑波大学循環・筑波大学中央・筑波大学病院)
- ⑦ 高速バス東京駅・土浦イオンSC
- ⑧ 高速バス (羽田・成田空港等) ※土・休のみサイエンスツアー
- ⑨ 臨時バスのりば

▶ つくばセンター (つくばエクスプレス「つくば駅」下車A3出口) バス停は6番乗り場。「つくばセンター」発の筑波大学循環バスについては、左回り (約10分) でも右回り (約20分) でもいづれでも利用可。「大学公園」下車。徒歩2分。

▶ 「土浦駅」又は「ひたち野うしく駅」発の路線バス (筑波大学中央行き) では、「筑波大学中央」下車。徒歩4分。

▶ 東京駅八重洲南口～[高速バス/約75分]～[筑波大学] 下車徒歩4分。

▶ 車利用の場合: 常磐自動車道桜・土浦インターから8.5Km。

